

国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金の措置について

(1) 概要

当社は、現在展開している電力小売事業において国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」(以下、「本事業といたします。」)の交付決定を受けました。

これに伴いまして、2023年1月使用分(2月検針分)以降の電気料金の算定において、国が定める値引き単価により、電気のご使用量に応じた値引きを行います。

なお、本事業に関してお客さまご自身でのお手続きや、当社へのお申し込みは不要です。

1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要

●2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。

●2023年1月以降、毎月の電気料金通知書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減します。

2. 適用対象

当社と低圧・高圧※の電気需給契約があるお客様。※特別高圧のお客様は対象外です※

3. 適用期間

●2023年2月検針分～2023年10月検針分

※詳細は、別紙の資源エネルギー庁 公開の【値引き開始使用月の考え方について】を、ご確認ください。

4. 値引き内容

●低圧：値引き単価 1 kWhあたり7円 (税込)

●高圧：値引き単価1 kWhあたり3.5円 (税込)

※2023年10月以降の電気料金への負担軽減は縮小(半減)されます。

低圧(1 kWhあたり3.5円)、高圧(1 kWhあたり1.8円)を予定。

5. 値引き額の反映方法

各月の燃料費調整額等に値引き額を反映します。

詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局

別紙 資源エネルギー庁 公開の【値引き開始使用月の考え方について】内容転記

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/dldenki>

値引きの開始使用月について（電気）

値引きの開始使用月は、原則、「1月使用・2月検針分」からとなります。

※ただし、燃調費の有無、12月下旬に確定する燃調費が適用される使用月、検針方式に応じて、以下のとおりとなります。

#	燃調費	12月確定の燃調費が適用される使用月	検針方式	値引き開始使用月	12月下旬に確定する燃調費が適用される使用月				補記・説明
					12月	1月	2月	3月	
1	有	12月	繰上・分散	1月	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	・分散方式の例で図示。繰上方式でも考え方は変わりません。 ・12月確定の燃調費を12月使用分に適用する場合は1月使用分から値引き開始です。
2		1月	繰上・分散	1月	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	・分散方式の例で図示。繰上方式でも考え方は変わりません。 ・12月確定の燃調費を1月使用分に適用する場合は1月使用分から値引き開始です。
3		2月	繰上	2月	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	・繰上検針方式かつ12月確定の燃調費を2月使用分に適用する場合は、2月使用分から値引き開始です。
4		2月	分散	1月	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	・分散検針方式かつ12月確定の燃調費を2月使用分に適用する場合は、遡って1月使用分から値引き開始です。
5		3月以降	繰上	1月	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	・12月確定の燃調費が3月使用分以降に適用される場合は、遡って1月使用分から値引き開始です。
6		3月以降	分散	1月	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	
7		無	-	繰上・分散	1月	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分

本件についての問合せ先

住宅オーナーのお客様

ダイワハウスでんき専用コールセンター：0120-629-755

営業時間 9:00～18:00

日曜・祝定休、夏季・年末年始休暇を除く

法人（ダイワハウスビジネスでんき）のお客様

〒102-8112 東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号

大和ハウス工業株式会社 東京本社環境エネルギー事業本部

PPS 顧客管理グループ 激変緩和対策事業担当

Tel:03-5214-2053

営業時間 8:00～17:00

土曜日曜・祝定休、夏季・年末年始休暇を除く
